

参考資料4：川西市バリアフリー重点整備地区基本構想素案に伴う
意見募集の結果

【実施概要】

- 意見の募集期間：平成20年3月1日～平成20年3月14日（必着）
- 意見の提出方法：意見記入用紙に記入の上、郵送、電子メール、ファクシミリ又は直接持参による
- 意見を提出できる方
 - (1)本市にお住まいのかた
 - (2)本市に事務所又は事業所を有する法人その他団体のかた
 - (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた
 - (4)本市にある学校等に在籍しているかた
- 提出意見数：13件

応募意見集計

意見の分類		基本構想に対する意見			意見に対する反映状況			
大分類	小分類	意見数	対象意見	対象外意見	反映	一部反映	非反映	対象外
バリアフリーの基本理念	川西市におけるバリアフリー整備の考え方	4	4	—	3	1	—	—
施設整備と合わせて取り組むべき活動の基本方針	継続的な取り組み（スパイラルアップ）のしくみの構築	1	1	—	1	—	—	—
重点整備地区のバリアフリーに向けた問題点・課題	ワークショップ及びアンケートでの主な意見	2	2	—	2	—	—	—
特定事業の内容	道路特定事業	2	2	—	2	—	—	—
	その他の事業	1	1	—	1	—	—	—
その他の意見		3	3	—	2	1	—	—
合計		13	13	0	11	2	0	0

応募意見一覧

意見書 NO	分類		基本構想素案に対する 意見(要旨)	意見に対する反映状況	
	大分類	小分類		○:反映 △:一部反映 ×:非反映 -:対象外	判定
1	バリアフリーの基本理念	川西市におけるバリアフリー整備の考え方	「一の鳥居駅」を利用する75歳の高齢者ですが、第二期基本構想の次は一番に取り上げて欲しい。	川西市におけるバリアフリー整備の考え方において、特定旅客施設以外の駅(絹延橋駅、滝山駅、鶯の森駅、一の鳥居駅、笹部駅)及び駅周辺地区、隣接市に跨っている駅(雲雀丘花屋敷駅、北伊丹駅)周辺地区についても第一期、第二期の事業内容等を参考にしつつ、他の事業者とも調整を図り、バリアフリー化を推進していくことが必要と考えています。と明記しています。	○
2			今回の素案から外れた「駅」「施設」についての今後のスケジュールを示して欲しい。		△
7			5駅以外についても住民の要望に基づき、必要なものについては部分的に改良を進めていく。		○
8			少数利用者であっても、本当に困っている場所が何処なのかの考えが入っていない。		○
3	施設整備とあわせて取り組むべき活動の基本方針	継続的な取り組み(スパイラルアップ)のしくみの構築	①計画、実行、点検、評価のサイクルで考えた場合、点検、評価の部分が明確に示されていない。 ②第二期基本構想で規定している目標年次の平成22・23年には、本計画の実行の評価が必要。 以上から、第3章の後に、「おわりに」「次期基本構想への反映」の項目を設け明記する。	施設整備と合わせて取り組むべき活動の基本方針において、(3)継続的な取り組み(スパイラルアップ)のしくみの構築で、バリアフリー推進協議会(仮称)などにより、施工後の維持管理への点検評価等の計画の進行管理、段階的なバリアフリー整備に関する協議等が継続して行われるようなスパイラルアップのしくみを構築することを明記しています。	○
2	重点整備地区のバリアフリーに向けた問題点・課題	ワークショップ及びアンケートでの主な意見	市民へのアンケート調査や現地のワークショップなどで寄せられた貴重な意見や要望は、要約して基本構想の中に明記する。	本基本構想の重点整備地区に関する意見等は、重点整備地区のバリアフリーに向けた問題点・課題で明記しています。また、ご意見のワークショップの調査資料、アンケート調査の結果について、協議会の会議議事要旨、意見募集の募集結果については、基本構想巻末に参考資料として添付します。 「意見募集により反映」	○
7			協議会議事要旨、アンケート調査資料(特に自由意見)、ワークショップの意見等を参考資料として添付してほしい。		○

4	特定事業 の内容	道路特定 事業	車道と分離した2m以上の歩道を設置することが基本であるが、用地確保が困難な市街地においては、道路交通量等を勘案して車道を狭くするなど既設道路幅員内で歩車共存型の整備を進めるべきである。	歩行者の安全確保として、歩道の整備・歩道の幅員確保を生活関連経路の整備内容としています。 確かに、市街地において用地確保して歩道整備を行うのは、困難な状況であることから、場合によっては、歩車共存型の整備も検討する必要があります。したがって、道路特定事業の内容の歩行者の安全確保に歩行者空間の確保を明記します。 「意見募集により反映」	○
6			畦野駅西側道路の歩道の新設と安全確保、放置自転車等の障害物の撤去は徹底して欲しい。	歩道の整備内容、障害物等の撤去・規制は道路特定事業の内容で明記しています。 また、畦野駅西側道路は、市道948号、市道949号だと思われませんが、生活関連経路としています。	○
5		その他の 事業	山下駅前広場のバリアフリー整備について、今後の検討課題のところで、現状から判断して、もう少し整備の拡充を目指した「駅前広場の抜本的整備拡充」を記述して、バリアフリー化の検討と併せて明記すべきである。	山下駅前の現状は、大部分の用地が能勢電鉄(株)の所有地となっています。ここに市が駅前広場の整備をするには、土地所有者との協議・調整が必要であるため、現段階で今後の検討課題としています。今後は、市が駅前広場の整備の検討を行っていきませんが、駅前広場の整備とバリアフリー化は一体と考えています。 よって、検討の内容をバリアフリー化された駅前広場の整備とします。 「意見募集により反映」	○
6	その他意見		今回の基本構想策定の中で、一の鳥居駅の重点整備地区への編入について議論されたが、経過も何も触れられていない。	協議会の経過などが分かるように協議会の会議議事要旨を基本構想巻末に参考資料として添付します。 「意見募集により反映」	○
8			一の鳥居駅の件がまとめにないのが不満である。		
9			一の鳥居駅の周辺整備に今後の継続的な計画、施工、そして、施工後の維持管理の点検、評価等の進行管理、また、段階的なバリアフリー整備に関する協議等が行われるようしくみを構築し検討することを素案に明記し、第三期基本構想につなげるよう提言して欲しい。	今後は、特定旅客施設以外の駅のバリアフリー化について、関係する事業者とも調整を図りながら優先性を検討し、進めていくこととなります。	△